

検体検査実施料 算定留意事項改正のお知らせ

(管理番号:15-0100)
(2015年11月 L-01)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年10月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1030第2号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、平成27年11月1日より下記項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

記

■「検査実施料」の留意事項改正

● 検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D014 自己抗体検査					
23	IgG ₂	免疫比濁法 (TIA法)	243	免疫 144	*

[注] 下線部が追加変更されました。

- * : ア IgG₂をネフェロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査[29]IgG₄、TIA法により算定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体(TRAbs)の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

IgG₂は検査方法によって検体検査実施料が異なります(ネフェロメトリー法 388点、TIA法 243点)ので、ご留意下さい。



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600
徳島 TEL(088)665-3125